

基準 2

2023/2/6 更新

2 教育上の基本組織

(1) 教職課程は、大学の学部、学科、課程、学校教育法第 85 条ただし書に規定する組織、学部等連係課程実施基本組織、学科連係課程実施学科、研究科、専攻、研究科等連係課程実施基本組織、その他学則で定める組織（以下「学科等」という。）ごとに認定する。

また、学科等は、その大学の学則において入学定員が定められたものでなければならない。

さらに、学部等連係課程実施基本組織の収容定員は連携協力学部等の収容定員の内数として学則で定められるが、連携協力学部等が教職課程の認定を受ける場合にあっては、当該連携協力学部等の入学定員から学部等連係課程実施基本組織の入学定員を差し引いたものを、当該連携協力学部等の入学定員とみなすものとする。学科連係課程実施学科と連携協力学科、研究科連係課程実施基本組織と連携協力研究科等についても同様とする。

▼学校教育法第 85 条

第 85 条 大学には、学部を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、学部以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。

課程認定は学則に定められた組織のうち、定員の付されている最小単位の組織ごとに行うという規定です。課程認定申請を行う際の基本知識の 1 つです。

「最小単位（学科や専攻など）」の例として「課程」「コース」というのがあります。「課程」「コース」に定員が付されており、その定員が学則に明記されていれば、「課程」「コース」という単位において課程認定申請をしなければなりません。

例えば、人文学科地理学課程という教育組織があった場合、当然人文学科には定員は設定されていますが、それに加え、地理学課程にも定員が設定され、学則に明記されている場合です。この場合、地理学課程というのが最小単位になります。

よって、人文学科という学科単位での課程認定申請はできないということになります。

しかし、地理学課程というのが学修上のコース分けであって、定員が学則に付されていない場合は、人文学科が課程認定申請を行う最小単位となります。

学科・課程より下部の組織となる専攻・コース等の組織については、各大学が学則に定めることにより設置が可能で、届出設置や認可申請の手続きは不要です。（大学院の研究科専攻の設置の場合、最小単位は専攻になります。）

しかし、教職課程については、学則に定められた組織のうち定員の付されている最小単位の組織ごとに認定を受けることになっています。

この点、学科等の設置手続きと異なりますので注意が必要です。

大学における「専攻」「コース」というのは学科の中でもさらに専門分野を細分化する際に設定することが多いと考えられますが、課程認定にあたっては、学科内において異なる2つの免許課程を設置する場合に設定することがあります。例えば、人文学科内に国語と社会という共通開設が認められない2つの教科の課程を置く場合です。カリキュラム上、国語と社会の棲み分けをはっきりさせるため、学則で定員を設け、学科より下部の組織を作ることがあります。

課程認定は学則に定められた組織のうち、定員の付されている最小単位の組織ごとに行うというのは幼・小・中・高・特別支援学校・養護教諭・栄養教諭に共通のルールであり、特別支援学校だからこの原則が適用されないというようなことはありません。

◆令和6年度開設用手引き別冊 Q&A (No.1)

Q それぞれの学部で開講する科目を利用して1つのカリキュラムを作成し、大学として課程認定申請をし、認定を受けることはできるか。

A 現行制度において、教職課程認定は、学則に定められた組織のうち、定員を置く最小単位（学科や専攻など）に対して行うこととなっており、各学科等の目的・性格（学科等名称、学科等の設置理念及び学位（又は学科の分野）など）と免許状の教科等との相当関係について審査の上、その学科等において免許状の教科等の専門性が担保されることが確認されて初めて認定されるものである。このため、「大学」全体として認定を受けることはできない。

▼課程認定審査の確認事項

1 教育上の基本組織関係

(1) 大学（短期大学、大学院（大学院設置基準第7条の2に定める研究科を置く大学院を含む。）、大学の専攻科、短期大学の専攻科、大学及び大学院の教職特別課程並びに特別支援教育特別課程を含む。以下「大学」という。）の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書きに規定する組織、学部等連係課程実施基本組織、学科連係課程実施学科、研究科、専攻、研究科等連係課程実施基本組織その他学則で定める組織（以下「学科等」という。）の統合、分離等その組織を変更する場合において、学科等の設置若しくは廃止又は学科等の分離と解されるときは、その教育課程、履修方法、教育研究実施組織等について、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程であることを確認するため、新たに課程認定を行うものとする。

ただし、以下の場合は、新たに課程認定を行うことを要しない。

- ① 学科等の名称若しくは入学定員を変更する場合
- ② 学科等を有する大学の名称、設置者若しくは位置を変更する場合
- ③ 学校教育法第4条第2項第1号及び第3号で定める事項として学校教育法施行令第23条の2第1項第1号に規定する学科の設置（国公立大学においてこれに準ずる手続（国立大学の場合は「事前伺い」、公立大学の場合は学校教育法施行令第26条第1項による学則変更の届出）を含む。）を行う場合であって、当該学科に置かれる教職課程の教育課程、履修方法及び教育研究実施組織等が従前の学科等の教職課程と概ね同一であ

るとともに、基準を満たしている場合

- ④ 既設の大学又は学科等を廃止し、その職員組織等を基に大学又は学科等を設置する場合であつて、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続き等に関する規則第2条第5項又は第3条第6項（第4条において準用する場合を含む）に該当するもの（国立大学においてこれに準ずる手続きを含む。）のうち、当該学科等に置かれる教職課程の教育課程、履修方法及び教育研究実施組織等が従前の学科等の教職課程と概ね同一であるとともに、基準を満たしている場合

▼学校教育法第4条

第4条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第108条第2項の大学の学科についても、同様とする。

- 一 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣
 - 二 市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。次条、第13条第2項、第14条、第130条第1項及び第131条において同じ。）の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県の教育委員会
 - 三 私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事
- ② 前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる学校を設置する者は、次に掲げる事項を行うときは、同項の認可を受けることを要しない。この場合において、当該学校を設置する者は、文部科学大臣の定めるところにより、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。
- 一 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第108条第2項の大学の学科の設置であつて、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの
 - 二 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第108条第2項の大学の学科の廃止
 - 三 前二号に掲げるもののほか、政令で定める事項

▼学校教育法施行令第23条の2第1項第1号

（法第4条第2項第三号の政令で定める事項）

第23条の2 法第4条第2項第三号の政令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 大学に係る次に掲げる設置又は変更であつて、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの
 - イ 私立の大学の学部の学科の設置
 - ロ 専門職大学の課程の変更（前期課程及び後期課程の修業年限の区分の変更（当該区分

の廃止を除く。)を伴うものを除く。)

ハ 大学の大学院の研究科の専攻の設置又は当該専攻に係る課程の変更

▼学校教育法施行令第26条第1項

(市町村立高等学校等の名称の変更等についての届出等)

第26条 次に掲げる場合においては、市町村の教育委員会又は市町村が単独で若しくは他の市町村と共同して設立する公立大学法人の理事長は、当該市町村又は公立大学法人の設置する幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（第二号の場合にあつては、特別支援学校を除く。）について都道府県の教育委員会に対し、市町村又は都道府県の教育委員会は、当該市町村又は都道府県の設置する高等専門学校について文部科学大臣に対し、市町村長又は都道府県知事は、当該市町村又は都道府県の設置する大学について文部科学大臣に対し、公立大学法人の理事長は、当該公立大学法人の設置する大学及び高等専門学校について文部科学大臣に対し、それぞれその旨を届け出なければならない。

- 一 名称を変更しようとするとき。
- 二 位置を変更しようとするとき。
- 三 学則（高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この条及び第27条の2において同じ。）の広域の通信制の課程に係るものを除く。）を変更したとき。

▼大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続き等に関する規則第2条・第3条

(大学又は高等専門学校の設置の認可の申請)

第2条 大学又は高等専門学校の設置の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に次に掲げる書類を添えて、当該大学又は高等専門学校を開設する年度（以下「開設年度」という。）の前々年度の10月1日から同月31日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

- 一 基本計画書（別記様式第二号）
- 二 校地校舎等の図面
- 三 学則
- 四 当該申請についての意思の決定を証する書類
- 五 大学又は高等専門学校の設置の趣旨及び学生の確保の見通し等を記載した書類
- 六 教員名簿（別記様式第三号）
- 七 教員個人調書（別記様式第四号）
- 八 教員就任承諾書（別記様式第五号）

《2～4 略》

5 第1項の申請をした者のうち、既設の大学、学部等、大学の大学院又は研究科等（以下この項において「既設大学等」という。）を廃止し、その職員組織等を基に大学を設置しようとする者は、同項の規定にかかわらず、当該大学に置く学部等又は研究科等のうち、教育研究上の目的、授与する学位の種類及び分野、教員組織の編制並びに教育課程の編成等が既設大学等と同等であると文部科学大臣が認めるものについては、教員個人調書（別

記様式第四号) を提出することを要しない。

(学部等の設置の認可の申請及び届出)

第3条 学部等の設置の認可を受けようとする者は、認可申請書(別記様式第一号の一)に次に掲げる書類を添えて、当該学部等を開設する年度(以下「学部等開設年度」という。)の前々年度の3月1日から同月31日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

- 一 基本計画書(別記様式第二号)
- 二 校地校舎等の図面
- 三 学則(変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。)
- 四 当該申請についての意思の決定を証する書類
- 五 学部等の設置の趣旨及び学生の確保の見通し等を記載した書類
- 六 教員名簿(別記様式第三号)
- 七 教員個人調書(別記様式第四号)
- 八 教員就任承諾書(別記様式第五号)

《2～5 略》

6 第1項の申請をしようとする者のうち、既設の大学又は学部等(以下この項において「既設大学等」という。)を廃止し、その職員組織等を基に学部等を設置しようとする者は、同項の規定にかかわらず、当該学部等のうち、教育研究上の目的、授与する学位の種類及び分野、教員組織の編制並びに教育課程の編成等が既設大学等と同等であると文部科学大臣が認めるものについては、教員個人調書(別記様式第四号)を提出することを要しない。

学部・学科等の設置手続きと教職課程の設置手続きは異なります。学部・学科等の設置手続きを済ませることができれば、自動的に教職課程も認可されるというものではないということをまずは理解しておく必要があります。

教職課程の設置にあたっては、原則として認可申請ですが、上記課程認定審査の確認事項1(1)③④に該当する場合のみ事前審査により「可」とされた場合に限り、届出で設置することができます。

学科等の再編が予定されており、教職課程を設置する場合、まずは、申請が必要かどうかを確認する必要があります。

申請という行為の性質上、申請となると準備にはかなりの時間を要します。

現在のスケジュールでは3月末に申請書を提出することになっていますので、大学により準備開始の時期は異なりますが、遅くとも申請年度の9月から書類を整え、1月中旬から始まる事前相談において疑問点を解消できるようにしておくのが望ましいでしょう。

なお、1(1)③④については、変更後の教育課程が実施される2年半前の11月末日までに変更届を提出することになっていますので注意が必要です。

令和5年度開設用手続きまでは9月末日となっていましたが、令和4年期中において届出期限が

11月末と変更になり、令和6年度開設用手引きからは9月末までの提出または11月末までの提出の2つ期限が設けられました。

◆令和6年度開設用手引き別冊Q&A (No.91)

Q 認定課程を有する学科が、改組となった場合に、再度課程認定を受ける必要があるか。届出設置の場合には、変更届の提出でよいのか。例えば、以下のような場合には、再課程認定申請が必要か。

(例)

認定課程を有する学部学科と認定課程：

○外国語学部 英語学科 = 中一種免 (英語)

日本語学科 = 中一種免 (国語)

改組後：

○外国語学部 多言語多文化学科 英語専攻 = 中一種免 (英語)

日本語専攻 = 中一種免 (国語)

A 届出設置であるか否かに関わらず、「課程認定審査の確認事項」1 (1) より、組織の設置、廃止及び分離と解される場合には、原則として新たに教職課程認定を受けなければならない。例の場合は、外国語学部において、既存の学科を廃止し、新たな学科の設置が行われていることから、新たに教職課程認定を受けなければならない。

なお、分離の場合で、従前の学科等の学科名称、教育課程、教員組織及び学位（又は学科の分野）の全てについて同一とみなされる学科等が分離後の組織として残る場合には、その学科等については、必ずしも課程認定を要しない場合がある。

いずれにせよ、教職課程認定を受けた際と異なる組織や教育課程等に変更を予定している場合には、文部科学省に相談すること。

Point

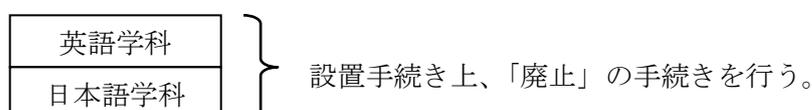
実態としては



改組により二つの学科を統合し、学科名を変えただけ。

故に学科等の名称変更にとどまるため、変更届の提出で良いのか、と考えてしまいます。

しかし、手続き上は



以上のように、旧学科の「廃止」と新学科の「設置」の手続きが行われることとなります。
よって、新たに課程認定を行わなければなりません。

◆平成 25 年度教職課程認定説明会（平 26/3/19 開催）資料 質問と回答

Q 平成 26 年度教職課程認定申請の手引き P3 に今年度から③と⑤に下線部分が引かれて
おりますが【平成 30 年度開設用でも同様】、その具体的なケースについてご教示いただき
たい。

例 1)

③…学部・学科を届出により設置する場合

A 学部は一学科であり学科として課程認定申請を受けているが、学科内のひとつの専攻
を B 学部として独立させ届出により学部の設置を予定している。(A 学部の定員は減とな
る)

その場合に B 学部で課程認定申請を行うことは当然であるが、元の A 学部においても、
再度課程認定申請を行う必要があるかどうか。

例 2)

⑤…学部・学科等の分離を行う場合

C 学部 5 つの専攻を有しているが、そのうちの 1 専攻のみ初等課程を有しており、学
則上も定員が設定されている。のこる 4 専攻はひとつのものとして課程認定を受けてい
る。学則上も専攻ごとの定員設定はされていない。

この 4 専攻のうちのひとつを分離して新たな専攻を作る場合、学部・学科等の分離と同
一とみなされるのかどうか。

A 手引き 203 頁 Q&A39【令和 5 年度開設用では No.90】において回答しているとおり、
設置届出であるか否かに関わらず、「課程認定審査の確認事項」1 (1) より、組織の設置、
廃止及び分離と解される場合には、原則として新たに教職課程認定を受ける必要がありま
す。

例 1 の場合は、学科に定員を置いており、学科単位で課程認定を受けているとのこと
ですが、学部学科名称が変わらない場合であっても、課程認定を受けている従前の学科等の
教育課程、教員組織及び学位（又は学科の分野）から変更となる場合には課程認定を要す
る場合があります。

この場合には、改組前と改組後において、学則（又は履修規程）や教員組織等について
どのように変更となるのかが分かるように新旧対照表を御作成いただき、文部科学省に御
相談ください。

例 2 の場合について、現行制度において、教職課程認定は、各学科等の目的・性格（学

科等名称、学科等の設置理念及び学位（又は学科の分野）など）と免許状の教科等との相当関係について審査の上、その学科等において免許状の教科等の専門性が担保されることが確認されて初めて認定されるものです。

定員を置いていないものの専攻毎の教育課程を編成し、それぞれの専攻におけるカリキュラムを区別して規定し、専門性を担保することによって、複数の免許教科の教職課程の認定を受けている場合がありますが、そのような場合に専攻を分離したとすると、それぞれ分離後の専攻の教育課程では、教職課程認定を受けている免許種の教科の専門性が担保されない状況も生じる可能性があることから、分離後の専攻の教育課程がどのようなかによりませんが、教職課程認定申請が必要となる可能性があります。

例1の場合と同様に、必要書類を作成し、文部科学省に御相談ください。

学科等の分離の場合の教職課程認定申請の可否については一概に示すことはできませんが、特に分離の場合には御留意ください。

変更内容に応じて、申請の要否が異なりますので、判断がつかない場合は、文部科学省に相談し、手続きの間違いないようにしたほうが望ましいといえます。

本来であれば、課程認定申請が必要であるにもかかわらず、認定基準を都合のよいように解釈して教育課程の変更届で処理しようとしてしまうケースがあります。

単なる科目の変更や専任教員の変更も慎重に行う必要がありますが、組織が変わる場合はより慎重な対応が必要です。

また、相談にあたっては、具体的な変更内容がわかるように詳細な資料を作成し、あらかじめメール添付にて送信し、それをもとに電話でやりとりする等、お互いの認識に齟齬がないよう注意する必要があります。

電話のみで変更内容を伝え、回答を求める方法は避けた方が望ましいです。

◆平成25年度教職課程認定説明会（平26/3/19開催）資料 質問と回答

Q 小学校教員養成に特化した学科を設置申請（平成27年4月予定）し、小学校教諭一種免許状を取得する場合、専修免許状の取得のために、専攻科又は大学院での教職課程の認定の申請は、学部からの学年進行の平成31年4月からか、あるいは他大学からの受け入れ等を踏まえ、平成27年4月に申請できるのか。

A 大学院の研究科等に対する教職課程認定にあたって、大学の学科等において同じ免許状の種類（学校種及び教科）の教職課程を置いていることを必須条件とまではしていません。設置が認められた研究科等において、教職課程認定基準等を満たしていれば、教職課程認定を受けることは可能となっています。

なお、新規学部・研究科等の設置にあたっては高等教育局によく相談してください。

基礎となる学部が完成年度を迎えないと大学院の課程を設置できないということではありません。

ただし、専修免許状の課程があったとしても、進学した学生が基礎となる一種免許状の所要資格を得ることができていなければ、専修免許状の申請はできません。

たとえば、中専免（国語）の課程が所属する大学院研究科専攻にあったとしても、中一種免（国語）の取得に必要な最低修得単位数を満たしていなければ、専修免許状に必要な大学院科目 24 単位だけで専修免許状を取得することはできません。

勘違いしがちなこととして、専修免許状取得に必要な「大学が独自に設定する科目」に関する考え方があります。

一種免許状取得の際に法定最低修得単位数を超えて修得した「大学が独自に設定する科目」を専修免許状の「大学が独自に設定する科目」に充てることができると思っておられる場合があります。

専修免許状取得に必要な「大学が独自に設定する科目」については、専修免許状の課程認定を受けた科目の単位を修得しなければなりません。

◆令和6年度開設用手引き別冊Q&A（No.92）

Q 公立大学が法人化した場合、名称変更のみでよいか。

A 法人化により設置者や名称が変更になる場合には、あらかじめ文部科学大臣に報告すること。また、教育課程（教員組織を含む。）に変更が生ずる場合には変更届を提出しなければならない。

名称変更の場合は改めての課程認定申請は不要です。

◆令和6年度開設用手引き別冊Q&A（No.94）

Q 現在教職課程認定を受けている学科の入学定員を増員したいが、その場合に再度教職課程認定を受ける必要があるか。また、学科名称のみを変更する場合はどうか。

A 原則として、学科の改組等を伴わない入学定員及び学科名称のみの変更であれば、改めて課程認定申請をする必要はないが、変更の届出が必要である。なお、当該学科等の教育課程の内容（教職課程に限らずに学科等全体の教育課程）が変更となる場合には、再度課程認定を受けることが必要になる場合があるため、特に、学科名称変更を行う場合には留意すること。

また、変更の届出のみで済む場合であっても、入学定員に応じて必要専任教員教が変わることなどに留意し、変更に伴って、教職課程認定基準を下回ることがないようにすること。（担当教員等を増員（変更）する場合には、適切な業績を有する者であるかどうかを確認することが重要である。その他、変更内容について大学が責任をもって確認し、変更の届出を行うこと。）

入学定員のみの変更の場合は、変更届のみで対応可能ですが、増加人数に応じて、必要最低専任教員数が増になる場合があります。

入学定員によって専任教員数の人数が増減するのは、以下の学校種等です。

1. 幼稚園教諭

一種・二種の領域に関する専門的事項・保育内容の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等：認定基準 4-1 (3)

専修免において保育内容の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等のみを開設する場合：認定基準 5-1

2. 小学校教諭

一種・二種の教科に関する専門的事項・教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等：認定基準 4-2 (4)

専修免において教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等のみを開設する場合：認定基準 5-2

3. 中学校教諭一種・二種／高等学校教諭一種／養護教諭一種・二種／栄養教諭一種・二種

教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等：認定基準 4-3 (5) ii

▼課程認定審査の確認事項

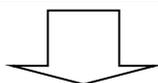
1 教育上の基本組織関係

(2) 既に認定を受けている学科等において、新たに他の免許状の種類（中学校及び高等学校の教諭の免許状にあっては免許教科の種類を、特別支援学校の教諭の免許状にあっては特別支援領域の種類を含む。以下同じ。）に係る認定を受けようとする場合は、既に認定を受けている免許状の種類に係る教職課程については、新たに認定を受けようとする免許状の種類に係る教職課程との間に教育課程及び教員組織に重複がない旨の大学長等の誓約書を求めることとし、再度の審査・認定は行わないものとする。ただし、免許状の種類の違いが二種、一種、専修免許状の違いのみである場合、別表に定める場合には、誓約書の提出は要しない。

(3) 既に認定を受けた教職課程に、内容の全く同一の昼夜開講制コースを設けた場合においては、改めて課程認定を行わなくても差し支えないものとする。

例)

A 学科
(中高一種免（国語）の課程認定を受けている)



A 学科 昼間主コース

A 学科 夜間主コース

昼間の授業を主とする昼間主コース、夜間の授業を主とする夜間主コースに分け、昼夜開講制とする場合、内容が同一であれば課程認定を受ける必要はありません。これはいわゆる「一部」「二部」とは異なるので、留意する必要があります。あくまでも両方のコースの学生が昼間、夜間両方で履修を可能とすることを指します。

(2) 大学設置基準第 43 条第 1 項、大学院設置基準第 31 条第 2 項、短期大学設置基準第 36 条第 1 項、専門職大学設置基準第 55 条第 1 項、専門職短期大学設置基準第 52 条第 1 項又は専門職大学院設置基準第 32 条第 2 項に規定する共同教育課程（以下「共同教育課程」という。）が教職課程の認定を受ける場合において、それぞれの大学が編成する共同教育課程を合わせて 1 つの課程とみなして、この基準を適用する。

大学における教育課程の共同実施制度が平成 21（2009）年度より導入され、複数の大学で授業科目を分担して開設し、同一の教育課程（共同教育課程）を編成することが可能となりました。このことを受けて、当該制度を用いて編成された共同教育課程が課程認定を受ける場合に対応できるようにこの規定が設けられました。

(3) 複数の大学の学科等が、施行規則第 22 条第 3 項の規定により、他の大学と連携して開設する教科及び教職に関する科目（特別支援教育に関する科目、養護及び教職に関する科目、栄養に係る教育及び教職に関する科目を含む）（以下「連携開設科目」という。）を自ら開設する授業科目とみなす特例を活用して、同一の免許状の種類（幼稚園教諭及び小学校教諭の免許状を除く）の教職課程の認定を同時に受けようとする場合には、これらの各大学の学科等を合わせて一つの学科等とみなして、この基準を適用する。

(4) 教職課程は、認定を受けようとする学科等の目的・性格と免許状との相当関係並びに学科等の教育課程及び教育研究実施組織等が適当であり、かつ、免許状の授与に必要な科目の開設及び履修方法が、当該学科等の目的・性格を歪めるものではないと認められる場合に認定するものとする。

学科等の目的・性格と免許状との相当関係が薄い申請については慎重に対応するものとする。

この規定は近年の課程認定審査で重要視されている規定です。申請書様式では 7 号様式でこの点を説明することになります。

平成 21 (2009) 年 5 月 18 日の改正で学科等の目的・性格と免許状との相当関係が薄い申請については慎重に対応するものとする加筆されました。

その改正の要因となったのが教員養成部会 (第 57 回) での決定事項です。

▼教員養成部会 (第 57 回) 資料 5

学科等の目的・性格と免許状との相当関係について

平成 21 年 2 月 27 日

中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会

1. 現状

- 今年度の課程認定申請において、経営学系の学科や心理学系の学科における保健体育の課程認定の申請が目立ったところ (申請時点で 10 大学)。

これらの学科においては、すでに中学校社会や高等学校公民等の課程認定を受けており、それに加えて、保健体育の認定の申請を行うものである。

- 教職課程認定基準 (平成 13 年教員養成部会決定) においては、教職課程は、認定を受けようとする学科等の目的・性格と免許状との相当関係が適当であり、かつ、免許状の授与に必要な科目の開設及び履修方法が、当該学科等の目的・性格を歪めるものではないと認められる場合に認定するものとされている。

- 経営学系の学科における保健体育の認定については、平成 17・18 年度において、学科等の目的・性格と免許状との相当関係が、通常の場合に比して薄いことについて課程認定委員会で議論した上、留意事項付きで認定が認められ、その後は認定が認められている。

2. 学科等の目的・性格と免許状との相当関係についての問題点

- しかしながら、平成 17 年度に経営学系の学科において保健体育の認定を認められた 2 大学の实地視察を本年度実施したところ、保健体育教員の養成のための理念が実現されていない、保健体育教員養成のための教育課程が体系的に実施されていない、教職指導体制が適切に機能していない、などの問題点が見られたところである。

- 学科等を単位として課程認定を行う趣旨は、当該学科等における 4 年間 (短期大学では 2 年間) の教育を通して修得された専門的知識を前提としつつ、認定を受ける免許教科についての教科に関する科目を一定数修得させることにより、当該免許教科を担当する教員として求められる教科専門性を確保しようとするものである。

- この点、学科等の目的・性格と免許状との相当関係が通常の場合と比して薄い場合には、認定を受けようとする免許教科について、免許状の授与の前提となる十分な専門性を確保することが一般的に困難と言わざるをえない (注)。

(注)

専門性の確保が困難な理由としては以下のとおりである。

①大学が、経営上の採算性確保の観点から開設科目数を抑制しようとする場合、学科等の目的・性格と免許状との相当関係が通常の場合と比して薄い場合には、認定を受けようとする免許教科に関する専門科目の開設数は、通常の場合と比して少ないものとなること。

(例)

○A大学経営学部経営学科【免許教科：商業】：商業に関連する科目（教科に関する科目に限られない） 146単位

○B大学経営学部経営学科【免許教科：保健体育】：保健体育に関連する科目（教科に関する科目に限られない） 50単位

②また、①の場合において、認定を受けようとする免許教科について十分な数の専門科目が開設されたとしても、4年間に学生が履修可能な科目数には限界があり、学生が修得する認定を受けようとする免許教科に関する専門科目の単位数も通常の場合に比して少ないものとならざるを得ないこと。

3. 来年度からの課程認定の方針

○上記2のとおり、学科等の目的・性格と免許状との相当関係が薄い場合には、認定を受ける免許教科の専門性の確保や教職課程の適切な運営に問題が見られたことから、来年度以降は、課程認定に当たり学科等の目的・性格と免許状との相当関係の薄い申請については慎重に対応すべきであると考える。

4. 今年度認定を行う課程又はこれまで認定された課程について

○今年度認定を行う課程又はこれまで認定された課程については、引き続き当該課程認定は有効とするが、今後、実地視察等を通して、教職としての専門性が適性に確保されるよう、フォローアップを行っていくこととする。

この決定事項を受けて「学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準」が決定されました。

▼学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準（平成23年1月20日課程認定委員会決定 令和4年11月25日一部改正）

教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）2（4）に規定する、認定を受けようとする大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、学部等連係課程実施基本組織、学科連係課程 実施学科、研究科、専攻、研究科等連係課程実施基本組織、その他学則で定める組織（以下、「学科等」という。）の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査に当たっては、以下の観点から審査を行うこととする。

1. 学科等の目的・性格と免許状との相当関係が十分であるか

- ① 学位の分野等、学科等の教育研究分野と、認定を受けようとする免許状との間に、十分な相当関係が認められるか。
- ② 学科等の教育課程において、免許法施行規則に定める「教科に関する専門的事項に関する科目」、「養護に関する科目」又は「栄養に関する科目」に限らず、認定を受けようとする免許状に関連する科目が相当程度含まれているか。
- ③ 卒業要件等において、免許法施行規則に定める「教科に関する専門的事項に関する科目」、「養護に関する科目」又は「栄養に関する科目」に限らず、認定を受けようとする免許状に関連する科目を相当程度履修することとなっているか。
- ④ 学科等の教育課程において、認定を受けようとする免許状に関連する科目とその他の科目の内容の間に密接な関連が見られるか。

2. 上記1に関して以下の点が達成されているか

(1) 認定を受けようとする免許状についての教員養成が十分に可能か。

- ① 認定を受けようとする免許状に係る高度な専門性と実践的な指導力が身に付けられるような授業科目が適切に開設されているか。
- ② 認定を受けようとする免許状に係る高度な専門性と実践的な指導力が身に付けられるような指導体制が置かれているか（教職専任教員を中心に担当教員が連携し、教職指導が適切に行われることが見込まれるか）。
- ③ 認定を受けようとする免許状に係る高度な専門性と実践的な指導力が身に付けられるような施設及び設備が整えられているか。
- ④ 免許状の取得を目的とする学生のための履修モデルが体系的に編成されているか。

(2) 十分に議論された申請内容であるか

教員養成の理念並びにこれらを実現するために必要とされる教育課程及び指導体制について、担当教員が連携し、十分な議論がなされたことがうかがえるような申請内容となっているか。

▼学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準について（解説）

教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）2（4）に規定する、「認定を受けようとする大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、学部等連係課程実施基本組織、学科連係課程 実施学科、研究科、専攻、研究科等連係課程実施基本組織、その他学則で定める組織」（以下、「学科等」という。）の「目的・性格と免許状との相当関係」に関する審査の基準として、平成23年1月20日課程認定委員会により、「学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準について」（課程認定委員会決定）が定められた。

各審査基準の趣旨は、以下のとおりであるため、申請に当たっての参考とすること。

1. 各基準の趣旨

(1) 学科等の目的・性格と免許状との相当関係が十分であるか

①学位の分野等、学科等の教育研究分野と、認定を受けようとする免許状との間に、十分な相当関係が認められるか。

学科等の教育研究分野と、認定を受けようとする免許状の種類との間に、十分な相当関係が認められることが必要である。相当関係の有無については、学科等における学位の分野、カリキュラム、履修方法、学科等の名称等を考慮して審査を行うこととする。

なお、以下のような学科等でも、審査において相当関係が十分に認められれば、認定可となる場合がある。

例)・中高一種免(国語)：人間文化学科、日本語文化コミュニケーション学科、文化創造学科、国際教養学科

- ・中高一種免(英語)：比較文化学科、国際社会学科、コミュニケーション情報学科
- ・中一種免(技術)：デザイン工学科、環境科学

また、以下については、過去において相当関係に疑義が生じた例である。

例)・中高一種免(保健体育)：経営系学科

- ・中一種免(社会)：心理系学科
- ・高一種免(地理歴史)：法学系学科

②学科等の教育課程において、免許法施行規則に定める「教科に関する専門的事項に関する科目」、「養護に関する科目」又は「栄養に関する科目」に限らず、認定を受けようとする免許状に関連する科目が相当程度含まれているか。

認定を受けようとする学科等において、教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号。以下「施行規則」という)に定める「教科に関する専門的事項に関する科目」、「養護に関する科目」又は「栄養に関する科目」が開設されていることは施行規則の規定により必要であるが、これらの科目以外にも、当該学科等のカリキュラムの中に認定を受けようとする免許状に関連する科目が相当程度含まれている必要がある。

その理由としては、学科等を単位として課程認定を行う趣旨は、当該学科等における4年間(短期大学では2～3年間)の教育を通して修得された専門的知識を前提としつつ、免許状についての教科(又は養護、栄養)に関する科目を一定数履修させることにより、当該教科等を担当する教員として求められる専門性を確保しようとするものであるからである。

学科等の目的・性格と免許状との相当関係が、通常の場合と比して薄い場合には、認定を受けようとする免許状に関連する科目の開設数は、通常の場合と比して少ない傾向が見られることから、上記の基準が設けられたものである。

③卒業要件等において、免許法施行規則に定める「教科に関する専門的事項に関する科目」、「養護に関する科目」又は「栄養に関する科目」に限らず、認定を受けようとする免許状に関連する科目を相当程度履修することとなっているか。

卒業要件等において、認定を受けようとする免許状に関連する科目を相当程度履修することとされていることが必要である。

学科等の目的・性格と免許状との相当関係が通常の場合と比して薄い場合には、認定を受けようとする免許状に関連する十分な数の専門科目が開設されたとしても、4年間（短大の場合2、3年間）に学生が履修可能な科目数には限界があり、学生が実際に修得する、当該免許状に関連する科目の単位数は、通常の場合に比して少ないものとならざるを得ない傾向が見られることから、上記の基準が設けられたものである。

④学科等の教育課程において、認定を受けようとする免許状に関連する科目とその他の科目の内容の間に密接な関連が見られるか。

②のとおり、学科等のカリキュラムの中に、認定を受けようとする免許状に関連する科目が相当程度含まれている必要があるが、これらの科目と、当該学科等に開設されているその他の科目の内容との間に、密接な関連があることが必要である。

学科等の目的・性格と免許状との相当関係が通常の場合と比して薄い場合には、認定を受けようとする免許状に関連する科目と、その他の科目の内容がかけ離れている傾向が見られることから、上記の基準が設けられたものである。

2. 上記1に関して以下の点が達成されているか

(1) 認定を受けようとする免許状についての教員養成が十分に可能か。

- ① 認定を受けようとする免許状に係る高度な専門性と実践的な指導力が身に付けられるような授業科目が適切に開設されているか。
- ② 認定を受けようとする免許状に係る高度な専門性と実践的な指導力が身に付けられるような指導体制が置かれているか（教職専任教員を中心に担当教員が連携し、教職指導が適切に行われることが見込まれるか）。
- ③ 認定を受けようとする免許状に係る高度な専門性と実践的な指導力が身に付けられるような施設及び設備が整えられているか。
- ④ 免許状の取得を目的とする学生のための履修モデルが体系的に編成されているか。

上記の基準は、教職課程の認定を行うに当たり一般的に必要とされるものであるが、学科等の目的・性格と免許状との相当関係が通常の場合と比して薄い場合には、これらの点が不十分な傾向が見られることから、今回基準として改めて示されたものである。

(2) 十分に議論された申請内容であるか

教員養成の理念ならびにこれらを実現するために必要とされる教育課程及び指導体制について、担当教員が連携し、十分な議論がなされたことがうかがえるような申請内容となっているか。

上記の基準も、(1)と同様、教職課程の認定を行うに当たり、一般的に必要とされるものであるが、学科等の目的・性格と免許状との相当関係が通常の場合と比して薄い場合

には、これらの点が不十分な傾向が見られることから、今回基準として改めて示されたものである。

2. その他

○教職課程認定基準2(4)に規定するとおり、教職課程の認定を受けるためには学科等の目的・性格と免許状との相当関係が必要であるが、例えば、学科に学則上で定める組織を設置し認定を受けようとする場合でも、当該学科の目的・性格を歪めるものではないことが求められる点にも、改めて留意する必要があること。

▼教員養成部会（第63回〈平23/10/7開催〉議事録より

「学科等の目的・性格と免許状との相当関係について」と記してございますが、これは、先ほど諮問させていただいた教職課程の課程認定に関し、過去数年来毎年課題になってきていることにつきまして、これまでご議論いただき既におまとめいただいているものでございます。学科等の目的・性格と、それから、免許状の特に教科との関係性をどう考えるのかということでございます。1ポツの現状の1つ目の丸のところでございます、近年、経営学系の学科、それから、心理学系学科におけます保健体育の課程認定と書いてありますが、そういったところなどある学科についてどの教科の課程認定を受けさせることが適切であるのか、相当関係があるのかということについてが審査の過程で課題になったことがここ数年来ずっとございました。

(中略)特に学科等を単位として課程認定を行う趣旨ということで、当該学科等における、学士課程ですと4年間、短期大学ですと2年間の教育を通しまして修得された、いわゆる専門的知識を前提としつつ、認定を受ける免許教科についての教科に関する科目を一定数修得させるということによって、(中略)教員としての教科専門性を確保しようというのが現在の課程認定の趣旨であると整理しています。

(中略) 学科等の目的・性格と免許状のその教科の相当関係が通常の場合と比して薄い場合には、その教科の十分な専門性を確保することが一般的に困難と言わざるを得ないということでもまとめていただいております。(中略)その学科等の目的・性格と免許状との相当関係が通常の場合と比して薄い場合には、(中略)結果として、教科の専門性に係る指導力が低くなってしまふということです。(中略)

このような相当関係のあり方ということにつきまして、(中略)審査をどのように行うのかということにつきましては、(中略)学位の分野等、学科等の教育研究分野と、認定を受けようとする免許状、要はその教科との間に十分な相当関係が見られるかどうかと。また、(中略)特にその教科に関する科目に限らず、認定を受けようとする免許状のその科目に関連する科目が、その学科全体に相当程度含まれているのかと(中略)また、それを履修する学生の側から見ても、それらの科目、その関連する科目というのを相当程度履修することになっているのか。つまり、認定を受けた教科に関する科目だけではなくて、その外側に広がっているその関連科目というもので相当程度ちゃんと履修するというようになっているのかと。

また、それらの科目とその認定を受けようとする免許状に関連する科目とその他の科目というものの内容の間に密接な関連性が見られるかどうか。同じ学科内における科目として密接な関係が見られるかどうか。こういう観点から相当関係に関する審査を行いますよという基準として定めているということでございます。

(中略)

で、1枚目【手引き148頁】に戻っていただきまして、それをわかりやすくというのが、概念を図にまとめたものが1枚物でございますというのが本日のご紹介の趣旨でございます。全体として、学部・学科の卒業科目と教職科目がどのような位置関係にあるのかということを図示したものでございます。緑の枠に縁どられたところが、ある大学学部の卒業要件、学科の専門科目として開設される科目があるわけでございますが、(中略)水色の枠で囲われた部分が、いわゆる教職課程として認定される課程。このうちの緑の枠との重複している部分が、いわば教科に関する科目でございます。その外れたところが教職に関する科目、これは、学部・学科の専門科目の外側に通常置かれる場合がある。ですので、一般学部を前提とした図ということでございます。

そうしますと、この緑の枠の中でありながら、水色の枠の中にある教科に関する科目というのは、学部・学科のほうから見ると、その学位プログラムの科目の中の一部を、それを構成している科目の一部のところ、いわば教科に関する科目でございます。その部分の認定を受けるといことはどういうことなのかといったときに、その割合がどの程度なのかは別としても、学位プログラムの一環としての開設される科目の一部を教科に着目をして、課程認定という形でチェックをするよという制度になっていると。それに対して、外側に教職課程(教職に関する科目)があるということでございます。このことは、従来、平成10年の免許法改正によりまして、この部分が、中学校でいきますと、40単位から、教科又は教職に関するものまでを教科に寄せますと28単位に、高等学校につきましては、36単位にということで削減をされたわけですが、そのことが近來、その教科に関する専門的知識がこのことによって低下したのではないかとされる趣旨は、その平成10年改正当時の考え方からいきますと、教科に関する科目として指定される科目数が制度上減った場合であっても、(中略)教職課程としてチェックするシェアが、割合を少なくするだけであって、その専門科目の履修自体を少なくするのではないのだという考え方に基づいて、言わば削減が行われたわけですが、ただ、実際にはそのことが、(中略)免許を取得する場合の専門科目として履修すべき教科に関する専門科目が少なくてもいいんだと、大学のほうからいたしますと、それを、そこさえ置いておけば、いろいろな課程認定が得られるんだというようなメッセージが伝わっているのだとすれば、本来の趣旨ではないだろうと。そこが、実は学位プログラムの中にその当該教科に関する科目が異質な形で、いわば、パッチワークのように置きさすればいいというのは、むしろ、学位プログラム上問題ではないのかというような、むしろ、問題点でございます。

(中略)

ですので、教科に関する科目というのは、学部学科の専門科目の一環として置かれる以上、学位プログラムの中を構成する一領域として置かれるものであるわけだから、その学科の専

門科目の中になまよく溶け込んでいる必要があり、そのようななまよく溶け込んでいないものについては、その学科の専門領域と免許種の相当関係が薄いのではないかと、異質なのではないかと見ざるを得ない。そのような観点から審査をしますよというふうに、審査基準上はなっているんですけども、それをわかりやすく図にしたものとして、このような形でまとめさせていただいたということでございます。

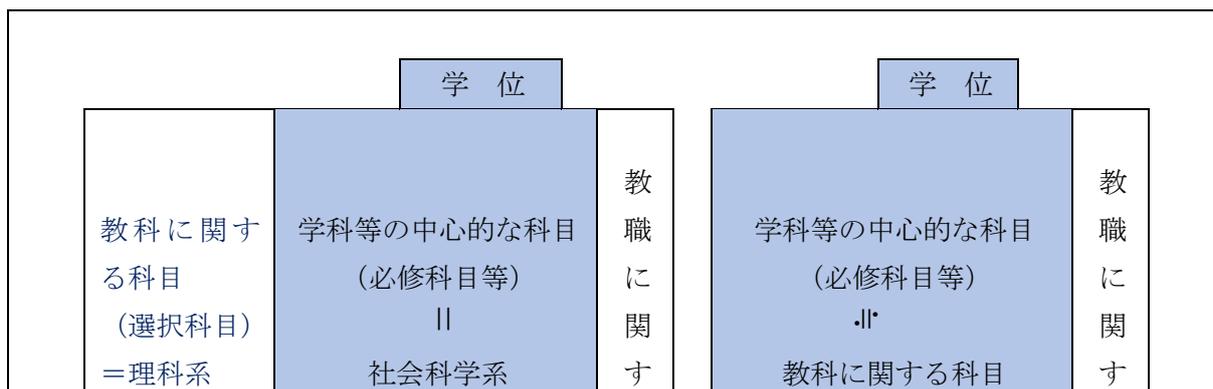
▼平成 23 年度教職課程認定に関する事務担当者説明会配布資料「課程認定に係る留意事項等について」(3～6 頁)

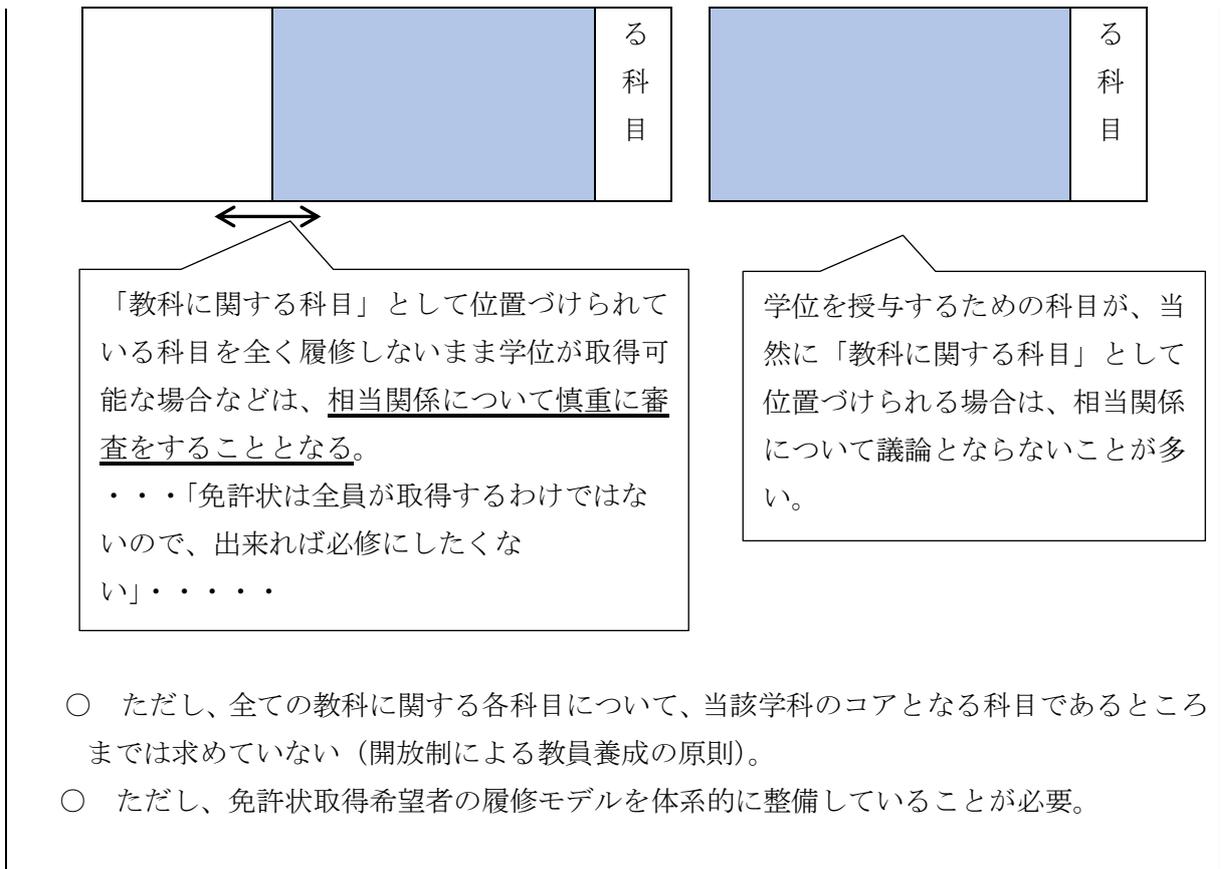
- 課程認定制度創設時から、学科等の目的・性格と教職課程との関係については、審査の観点として含まれていた。
- 昨今、学科等が多様化してきたことにより、両者の相当関係について、意識的に確認をする必要が生じてきている。
- 小学校や中学校等における教育は、国語、数学等の基礎・基本を教えるものであることから、各教科を確実に教授できるための知識・技能を修めることができる専門教科が整えられている学科等において教員養成を行うことが必要。

(審査に当たっての判断基準の例)

- ・ 学科等の教育課程において、「教科に関する科目」のほか、認定を受けようとする免許状に関連する科目が相当程度含まれているか。
- ・ 卒業要件等において、「教科に関する科目」のほか、認定を受けようとする免許状に関連する科目を相当程度履修することとなっているか。
- ・ 学科等の教育課程において、認定を受けようとする免許状に関連する科目とその他の科目内容の間に密接な関連が見られるか。

これら判断基準の例は、「学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準」に盛り込まれています。





▼教職課程認定大学実地視察報告書より

○「教科に関する科目」は、教職課程の一部であると同時に、学科等における学位を取得するための専門科目の一部であり、教職を志す学生は、「教科に関する科目」と学位を取得するための専門科目を取得することによって、教科に関する専門性を高めていくことが期待されている。一部の学科等においては、「教科に関する科目」が、「教職等資格関連科目」として学位プログラムの外に位置付けられているが、速やかに是正すること。なお、教職課程の教育課程の編成に当たっては、学位プログラムとしての専門科目と「教科に関する科目」の関連性に配慮しながら、体系的に編成を行うように努めていただきたい。

○「教科に関する科目」が、「関連専門科目」として学位プログラムの外に位置付けられているように見受けられることから、確認の上、速やかに是正すること。なお、教職課程の編成に当たっては、学位プログラムとしての専門科目と「教科に関する科目」の関連性に配慮しながら、体系的に編成を行うように努めていただきたい。

○人間社会科学科の幼稚園及び小学校の教職課程の「教科に関する科目」について、全ての授業科目が専門科目外の自由選択科目として位置付けられている状況が確認された。幼稚園及び小学校の教職課程を有する学科等においては、「教科に関する科目」を学位プログラムにおける専門科目に位置付け、学生に体系的に学修させることが必要であるため、速やかに是正すること。

○「教科に関する科目」が、「自由科目」として学位プログラムの外に位置付けられているように見受けられることから、確認の上、速やかに是正すること。なお、教職課程の編成にあたっては、学位プログラムとしての専門科目と「教科に関する科目」の関連性に配慮しながら、体系的に編成を行うように努めていただきたい。

(5) 教職課程の認定にあたって、その教育課程及び教育研究実施組織については、免許状の種類ごとに、この基準に定める。

次のとおり規定されています。

○一種免許状・二種免許状（高校は一種免のみ）

幼：認定基準 4-1 (3)

小：認定基準 4-2 (4)

中：認定基準 4-3 (4)

高：認定基準 4-4 (5)（教育の基礎的理解に関する科目等については 4-3 (4) ii）に規定）

特支：認定基準 4-5 (4)

栄養：認定基準 4-6 (3)（教育の基礎的理解に関する科目等については 4-3 (4) ii）に規定）

養護：認定基準 4-7 (2)（教育の基礎的理解に関する科目等については 4-3 (4) ii）に規定）

○専修免許状

幼：認定基準 5-1

小：認定基準 5-2

中：認定基準 5-3

高：認定基準 5-4

特支：認定基準 5-5

栄養：認定基準 5-6

養護：認定基準 5-7

(6) 幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程は、教員養成を主たる目的とする学科等でなければ認定を受けることができない。

▼実地視察報告書より

○ 教育学科幼児教育専攻（幼稚園）及び教育学科児童教育専攻（小学校）は、教職課程認定基準 2 (5) <現在は 2 (6) >に定める「教員養成を主たる目的」とする学科等であるこ

とが前提である。当該学科等は教職課程認定審査の確認事項1(4)⑤<現在は1(4)>に定めるとおり、卒業要件において幼稚園又は小学校の免許状取得に係る科目が相当程度、必修として位置付けられていることが必要である。

しかしながら、学則、履修規程等において、幼児教育専攻については当該科目の全てが、児童教育専攻小中コースにおいては小学校教諭免許状取得に係るほとんどの科目が、選択科目として位置付けられていることが確認された。今後、「教員養成を主たる目的」とする学科等として、卒業要件における幼稚園又は小学校の免許状取得に係る科目の履修の位置付けを見直すこと。

すべての免許種の中でも幼稚園教諭と小学校教諭の課程設置については限定的になっています。以下この条文に関する確認事項、Q&Aに設置の要件等が詳細に記載されています。

▼課程認定審査の確認事項

1 教育上の基本組織関係

(4) 基準2(6)に定める「教員養成を主たる目的とする学科等」については、以下の観点から審査を行うこととする。

- ① 学科等の名称及び設置理念、学位及び学位の分野（短期大学においては学科の属する分野）
- ② 学科等の教育課程全体における教員養成に関する科目の占める割合
- ③ 卒業要件等における免許状取得や免許状取得に係る科目履修の位置付け
- ④ その他課程認定委員会において必要とされる事項

◆令和6年度開設用引き別冊 Q&A (No. 2)

Q 小学校教諭又は幼稚園教諭の教職課程の認定を受けるためには、当該課程を有する学科等が、教員養成を主たる目的とする学科等でなければならないとあるが、何をもって教員養成を主たる目的とする学科等と判断するのが分からない。

また、小学校教諭又は幼稚園教諭の教職課程の認定を受けるためには、附属学校を置かなければならないのか。

A (前段)

教職課程を置こうとする学科等の教育課程全体における教員養成に関する授業科目の占める割合、卒業要件における教員免許状取得のための必修科目の位置付け（単に含まれているだけではなく、卒業要件の必修科目として大きな割合を占めているかどうか）などの観点で判断する。開設すべき授業科目数の割合について、明確な基準があるわけではないが、少なくとも当該学科において開設される授業科目の半数以上が教員養成に関する授業科目でなかったり、教員養成に関する授業科目をほとんど履修せずに卒業できるような学位プログラムとなっていたりする場合には、教員養成を主たる目的とする学科等とはいえないと判断される。そのほか、学科等名称、学科等の設置理念、学位（又は学科の分野）及び教員養成

に対する理念等を総合的に勘案して判断することになる。

(後段)

大学設置基準第 39 条における「教員養成に関する学部又は学科」である場合は、附属学校を置かなければならないが、幼稚園教諭及び小学校教諭の教職課程認定を受ける上での要件ではない。

▼課程認定大学実地視察報告書より

幼稚園教諭免許状の課程において、教職科目が学則上全て選択科目に位置づけられているため、課程認定審査の確認事項で求められている適切な履修方法とすること。

▼大学設置基準

(附属施設)

第 39 条 次の表の上欄に掲げる学部を置き、又は学科を設ける大学には、その学部又は学科の教育研究に必要な施設として、それぞれ下欄に掲げる附属施設を置くものとする。

学部又は学科	附属施設
教員養成に関する学部又は学科	附属学校
医学又は歯学に関する学部	附属病院
農学に関する学部	農場
《以下略》	

▼大学の設置等に係る提出書類の作成の手引（令和 6 年度開設用改正前基準）（359 頁）

Q 1-42. 教員免許を取得できる教育課程を考えていますが、附属学校を設置することは必要ですか。

A. その教員免許を取得することが卒業要件になっている場合には、「教員養成に関する学部又は学科」（「大学設置基準」第 39 条）として、当該免許種別に対応した附属学校を備える必要があります。教員免許の取得が卒業要件ではなく、教職科目の履修により取得可能である場合には、教員養成に関する学部等とはならないので、附属学校は不要です。

[令和 6 年度開設用改正後基準の手引き](#)においては 373 頁に 1-47 として同じ QA が掲載されています。

(7) 栄養教諭の教職課程の認定を受けようとする学科等は、一種免許状の場合は栄養士法第 5 条の 3 第 4 号における管理栄養士養成施設として指定を、二種免許状の場合は栄養士法第 2 条第 1 項における栄養士の養成施設として指定を受けていなければならない。

▼栄養士法

第 2 条 栄養士の免許は、厚生労働大臣の指定した栄養士の養成施設（以下「養成施設」という。）において 2 年以上栄養士として必要な知識及び技能を修得した者に対して、都

道府県知事が与える。

第5条の3 管理栄養士国家試験は、栄養士であつて次の各号のいずれかに該当するものでなければ、受けることができない。

一～三（略）

四 修業年限が4年である養成施設であつて、学校（学校教育法第1条の学校並びに同条の学校の設置者が設置している同法第124条の専修学校及び同法第134条の各種学校をいう。以下この号において同じ。）であるものにあつては文部科学大臣及び厚生労働大臣が、学校以外のものにあつては厚生労働大臣が、政令で定める基準により指定したもの（以下「管理栄養士養成施設」という。）を卒業した者

たいていこれらの要件を備えている学科等に栄養教諭の課程を設置することを検討されることが多いと思います。栄養教諭課程の設定にあたっては、このような要件があることを認識しておく必要があります。